

17. 法務研究科

I	法務研究科の研究目的と特徴	17-2
II	分析項目ごとの水準の判断	17-3
	分析項目 I 研究活動の状況	17-3
	分析項目 II 研究成果の状況	17-4
III	質の向上度の判断	17-5

I 法務研究科の研究目的と特徴

専門職大学院である法務研究科においては、「理論と実務を架橋した」教育がもめられており、法務研究科として組織目標は、この理論と実務の架橋を意識したものでなければならない。そこで、法務研究科は、学内の共同研究だけでなく、外部（とくに実務家）との共同研究及び共同研究会の実施を重点目標とした。また、教育と研究が連動する形での研究を実施することを目標としている。そして、以下の点を共通目標として、教員各位に周知・徹底を心がけている。

(1) 研究者教員および実務家教員は、理論と実務の架橋を目指し、事例研究を中心とした共同研究及び教材作成研究を行う。

(2) 外部の実務家との研究会、共同研究の実施による多角的かつ高度な研究活動

(3) 重点的教育分野に関する研究の充実

また、法務研究科は、法律上義務付けられている認証評価において教員個人の科目適合性が判断される。それゆえ、教員各位には、科目適合性を満たすだけの研究業績等が要求されており、各教員が個々に研究計画を策定し、実施してもらうことが優先的である。この点に関して、法務研究科としては、各教員にFD協議会等を通じて、科目適合性に関する意識を常に有するよう呼びかけを行ってきた。そして、その具体的な研究活動をサポートすべく、臨床法務研究（紀要）の発刊、実務家との研究会の開催を実施してきた。

法務研究科では、個々の研究論文だけでなく、法曹養成教育のために作成した教材の公刊を推進しており、それも研究業績として評価している。

[想定する関係者とその期待]

法務研究科は、法科大学院としてわが国の法曹育成過程の一環として設置されており、そのような機能を担っている法務研究科の関係者は全国民であると言える。しかし、とりわけ、研究者教員と実務家とが「理論と実務を架橋する」ことを念頭において実施する研究は、法曹実務だけでなく、一般市民（地域企業・消費者・労働者等々）も想定される関係者となろう。また、科目適合性の観点からは、直接的には、学生自身が関係者となりうるし、また認証評価の結果である「適合・不適合」に直結する問題であることから、大学全体に大きな影響を及ぼすものといえる。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

上記の目的からみると、まず、上記(1)に関しては、研究者教員と実務家教員とで月1ないし2回の判例(事例研究)研究会を実施している。個々の研究成果については、紀要「臨床法務研究」に掲載している。また、FD活動の一環として実施している「教材作成」作業では、外部の実務家に参加してもらい、その意見を参照にしながら、教材作成を実施しており、この点が研究活動にも大きく影響を与えるものである。教材作成を通じて、新たな問題意識などが形成されており、非常に有益である。なお、この関係において、名古屋大学を中心とした教材作成コンソーシアムに参加し、実務教材を中心とした教材作成と研究を実施している(別添資料1:実務研究業績一覧表, P1)。

上記(2)に関する研究活動は、2ヶ月に1回の割合で、研究者教員及び実務家教員と岡山地方裁判所の裁判官との間で大学において判例・事例研究会を実施している。また、同様に、民事系が中心となっているが、岡山地方裁判所及び広島高裁岡山支部の裁判官と岡山弁護士会の有志との間で「岡山裁判実務研究会」を実施しており、これも2ヶ月に1度、裁判所で実施している。

上記(3)については、法務研究科は、医療・福祉とビジネス法に重点をおいた教育システムを構築しており、そのため、これに関連する研究を岡山大学法科大学院専門家ネットワーク、附設法律事務所などを通じて外部専門家との研究会等の実施も含めて実施した。前者の医療・福祉分野については、ADR(裁判外紛争解決方法)研究であり、その成果は、8本の論文(他に、シンポジウム報告、座談会などを含む)で公表した(別添資料2:ADR研究業績一覧表, P2)。また、後者のビジネス法に関しては、企業法務に関するシンポジウムを開催し、3本の論文が公表され、また、事業承継をテーマに平成19年度に6回にわたるセミナーを開催し、その内容は現在紀要「臨床法務研究」に連載中である(別添資料3:企業法務研究業績一覧表, P4)。

教員の研究活動は、科目適合性の観点から、教員が個々に研究計画を策定して、実施している。現在、過去5年間で、教員の総著書及び論文数は、137本である。一人当たりの平均は、6.4本程度なのでこの比率を各自上げていくことを目標とすることになる。

観点 大学共同利用機関、大学の共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況)

該当なし

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

従来とは異なり、研究者教員は実務的観点を意識し、実務家教員は理論的観点を意識した研究活動が実施されている。とくに、①教材作成を通じた研究活動は、教育と研究が相互に連動する形でなされている点、②理論と実務の架橋を意識した研究は、外部の研究者・実務家の評価を通じたものである点は、従来の研究活動からみると非常に特徴的なものであり、また、その成果も高く評価されており、期待される水準以上のものとなっている。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点に係る状況)

研究成果は、各教員の単著・共著の書籍、岡山大学法務研究科発行の『臨床法務研究』(第1号は2006年3月、第2号2007年3月、第3号同年9月発行、第4号及び第5号2008年3月発行)や岡山法学会発行の『法学会雑誌』をはじめとする各種学術雑誌の論文・判例評釈等という形で発表されている。現在、過去5年間で、教員の総著書及び論文数は、137本である。

上記(1)に関しては、研究者教員と実務家教員とで月1ないし2回の判例(事例研究)研究会を実施している。現在の研究成果は、判例研究3本を紀要「臨床法務研究」及び法学部紀要「岡山大学 法学会雑誌」に掲載した。

また、教材作成に関連し、そのティーチング・マニュアルを作成した。民事模擬裁判については、佐藤歳二＝松村和徳＝菅原郁夫編『民事模擬裁判ティーチング・マニュアル(初級編)』(慈学社・2008)として公刊されており、また、岡山大学法務研究科独自に作成した刑事ロイヤリングのティーチング・マニュアルは非売品扱いであるが、製本され、関係校に配布されている。なお、刑事ロイヤリングについては、映像教材DVDも製作した。

上記(2)に関しては、研究会で法科大学院の教育内容等について議論し、そこから得られた知見等を参照に、雑誌「ロー・スクール研究」に3本、紀要「臨床法務研究」に10本の論文を発表している。

上記(3)については、法務研究科は、医療・福祉とビジネス法に重点をおいた教育システムを構築しており、そのため、これに関連する研究を外部も含めて実施した。前者については、ADR研究であり、その成果は、8本の論文(座談会を含む)で公表した。また、後者は、企業法務に関するシンポジウムを開催し、3本の論文が公表され、また、事業承継をテーマに平成19年度に6回にわたるセミナーを開催し、その内容は現在紀要「臨床法務研究」に連載中である。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

上記の研究成果は、法科大学院という個々の教員には従来より負担過重の状況の中で成果であり、その中で成果を積み重ねることは高く評価できる。そして、特筆すべきは、上記共同目標として掲げた(1)～(3)での研究成果である。とりわけ、(1)に関するティーチング・マニュアルの業績・成果は、わが国における法科大学院教育・研究の中で初めての試みであり、一般にも高く評価されている。また、(2)において行った教育方法等の研究成果は、法科大学院間で注目されており、その内容等につき雑誌インタビューも要請された状況である(現在、その記事は校正中である)。(3)の研究成果(ADR研究)は、文科省の専門職大学院等の教育推進プログラムにも採択され、多くの文献で引用されている。またアンケート結果などから、地域からの関心も非常に高いものとなっている。さらに、事業承継に関する研究成果は、一般にも評価が非常に高く、現在、単行本化の話が進んでいる。以上のことを勘案すると、上記研究成果は期待される水準を大きく上回るものと評価できる。

Ⅲ 質の向上度の判断

*法務研究科の上記研究業績は、従来とは、

- (1)教育と連動した研究である点、
- (2)理論と実務の架橋を念頭においたより実践的な研究である点、
- (3)外部の専門家（法律専門家以外も含む）とのコラボレーションに基づく多角的研究である点で、質の向上は顕著なものとなっている。

①事例1「教材作成を通じた研究に基づく教科書の公刊」（分析項目Ⅰの上記（1））

（質の向上があったと判断する取組）

教育と連動した研究成果として、従来よりも質の向上が認められる取組として「教材作成を通じた研究に基づく教科書の公刊」が挙げられる。これは、従来の教科書とは異なり、理論と実務との架橋を念頭に置きつつ、基本知識の習得から応用力の涵養までを視野に入れた試みで、実務・理論の最新情報、法改正の動向などをも視野に入れたものである。理論と実務の架橋を念頭においたより実践的な研究であると評することができる。現在、松村和徳「民事執行・保全法概論」（成文堂・2008）が公刊されており、今後も行政法、民事訴訟法、民事法統合演習、倒産法など公刊が予定されている。

②事例2「ティーチング・マニュアルの研究作成」（分析項目Ⅰの上記（1））

（質の向上があったと判断する取組）

第二に、従来よりも質の向上が認められる取組として、これも教育と連動した研究成果であるが、「ティーチング・マニュアルの研究作成」が挙げられる。これは、わが国における法科大学院教育・研究の中で初めての試みであり、教材作成の目的、教育方法の改善等に多大な影響と質の向上をもたらすものであり、一般にも高く評価されている。また、これも理論と実務の架橋を念頭においたより実践的な研究である。民事模擬裁判については、佐藤歳二＝松村和徳＝菅原郁夫編『民事模擬裁判ティーチング・マニュアル（初級編）』（慈学社・2008）として公刊され、また、刑事ロイヤリングのティーチング・マニュアルは岡山大学法務研究科実務家教員と研究者教員が独自に作成し、製本されている。これに併せて作成されているのが、「刑事ロイヤリングDVD教材」である。これも実務家教員と研究者教員との共同制作であり、共同研究の成果でもある。

③事例3「教育方法・内容に関する研究」（分析項目Ⅰの上記（2））

（質の向上があったと判断する取組）

次に質の向上した取組として挙げることができるのは、一連の法科大学院での教育方法・内容に関する研究の取組である。すでに、雑誌「ロー・スクール研究」に3本、紀要「臨床法務研究」に10本の論文を発表しており、これらは、専門家ネットワーク等との研究・議論を通じたものであり、まさに、(1)教育と連動した研究である点、(2)理論と実務の架橋を念頭においたより実践的な研究である点、(3)外部の専門家（法律専門家以外も含む）とのコラボレーションに基づく多角的研究である点で、質の向上は顕著なものとなっている。

④事例4「ADR研究」（分析項目Ⅰの上記（3））

（質の向上があったと判断する取組）

これも上記三つの観点からの研究である。このADR研究が外部からも高く評価されており、ADR法の立法担当者もシンポジウムなどに2度も参加し、注目されているものである。4本の論文と3つのシンポジウム、1つの座談会がその成果として、紀要「臨床法務研究」に発表されている。

⑤事例5「企業法務・事業承継研究」(分析項目Ⅰの上記(3))

(質の向上があったと判断する取組)

重点教育の関係での研究成果として、質の向上があったと判断する取組として、「企業法務・事業承継研究」が挙げられる。この研究は、とくに中小企業を対象としたものであり、地域貢献の意味合いもあり、従来にない研究となっている。とくに、外部の専門家(法律専門家以外も含む)とのコラボレーションに基づく多角的研究である点は、これまで法律中心だった研究から一歩進展した研究となっており、非常に注目されるものである。企業法務に関しては、2本の論文とシンポジウムが紀要「臨床法務研究」に、事業承継に関しては、平成19年度に6回にわたるセミナーを開催し、その内容が現在同様に紀要「臨床法務研究」に連載中である。後者は、単行本化する予定になっている。

以上の取組から判断されるように、法務研究科における研究成果は、大いに質の向上があったものと判断できる。